令和2年11月6日 第12242号

77和2年117																_			97 1 Z	Z 4 Z 75
ででである。 「一」でであるの他の派出所及び駐在所の 「公安委員会」	O " N To all to mile Ala	の完了	○ 開発許可を受けた開発行為に関す	○ 公共測量の実施	の申請	○ 農地を利用する権利の設定に関す	○ 落札者等の決定	申請	○ 特定非営利活動法人の定款変更の	○ 特定非営利活動法人の設立認証の	【公告】	の処分	○ 廃物と認定することが困難な放置	○ 指定障害福祉サービス事業者の指	· "	○ 指定居宅サービス事業者の指定	【告示】	目次		可以表义报
を 名 改 称 正			る工事			る裁定			認証の	申請			自転車	定					<u></u>	ě Ť
地 域 課	IJ		建築指導課	監理課		農村振興課	文化振興課		"	県民生活交逐			港湾課	"	"	指導監査室		担当課(台	L	可 山 書
										通 課								室)	7	7
																				目次
																			(県例規集登載)	· 次
																				担当課(室)

◎岡山県告示第五百七十号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、

とおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和二年十一月六日

事業所の名称及び所在地

山県知事

木

太

• ;

キープきずなヘルパーステーシ

所在地

岡山県総社市中央二丁目五-一

五.

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

NPO法人キープきずな

所在地

岡山県総社市中央二丁目五番一一五

二 指定年月日

介護保険事業所番号

令和二年十一

月一

兀

三三七〇八〇一四二九

サーヒンの種

五.

訪問介護

◎岡山県告示第五百七十一号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、

とおり指定居宅サー ビス事業者を指定した。

令和二年十一月六日

事業所の名称及び所在地

木

太

ムケア土屋中国

2

岡山県井原市井原町 一九二ー二久安セントラル

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社土屋

所在地

岡山県井原市 神代町六六一 番地

指定年月日

令和二年十一月

兀

介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇九三六

五.

◎岡山県告示第五百七十二号

二十三号)第二十九条第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サ ービス事業者を指定し (平成十七年法律第百

令和二年十一月六日

岡山県知事

原 木

太

事業所の名称及び所在地

-ステー ションゆうぜん

所在地

津山市沼六八三番地一

1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社大幸

主たる事務所の所在地

事業所番号

兀

指定年月日 津山市沼六八三番地一

令和二年十一

サービスの種類

五.

重度訪問介護

◎岡山県告示第五百七十三号

山 .県快適な環境の確保に関する条例 て次のとおり告示する。 第十八条第二項の規定により、 (平成十三年岡山県条例第七十四号。 廃物と認定することが困難な放置自転車 以 下

令和二年十一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

置自転車 \mathcal{O} \mathcal{O} 大きさ及び ラレ Δ \mathcal{O} 数量並びに自転車防 犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 赤	一台	不明
二六インチ 茶	二台	不明
二六インチ 黒	二台	不明
二六インチ 白	一台	玉野市 す 六六八〇
二六インチ 白	一台	不明
二六インチ 銀	二台	不明
二六インチ 銀	一台	岡山中央 八九四一四
二六インチ 銀	一台	玉野H〇六〇五三
二六インチ緑	台	瀬戸内H〇三五二三

一 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

女量されている場所

令和二年八月二十一

三 放置されている場所

玉野市築港 丁目地先 宇野港フ 工 リー ター ミナル北県駐輪場

兀 この告示の 日の翌日から起算して六月を経過した場合は

る。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九

電話番号 〇八六三—三一—三二

匝 九 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一 項の規定により

次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

令和二年十一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

申請のあった年月日

令和二年十月二十八日

申請に係る特定非営利用強力

0,0

三 代表者の氏々

片岡 徹山

主たる事務所の所在は

兀

倉敷市西坂六八三番地

五.

地域に暮らす妊産婦と乳幼児に対して、 自然を尊重した持続可能な農

給と流通を促進し、 子どもが自然の中 で遊び学べる環境を保つと同時に、

それに関する事業を行う。

安全安心な食料

て栽培された作物の提供や、

連帯を感じられ、 朗らかに子育てを行えるコミュ ニティを創造する。

その土地に産まれる命をその土地に暮らす皆で祝福する文化を醸成

望に満ちた社会の実現に強く寄与することを目的とする

回 九 七 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四 項の規定によ

次 のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年十一月六日

尚山県知事 伊原木 隆

太

申請のあった年月日

令和二年十月二十七日

申請に係る特定非営利活動法人の

特定非営利活動法人ピアサポートセンターひとい

三 代表者の氏名

藤田 健三

四 主たる事務所の所在地

倉敷市上富井八八

五 定款に記載された目的

んで くために必要な事業を行い 精神疾患をお持ちの 障 が 、 を 持 つ持たない 地域で自 立し にかかわらず、 た自分ら すべ ての

が尊厳をもっ て共に暮らしやす 地域づくりに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

五.

年政令第三百七十二号) 匝 九 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の に基づき、 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し 特例を定める政令 (平成七

令和二年十一月六日

山県知

伊

原 木

太

県立 立美術館 で使用する電気 及び数量

使用予定電 力量 莊 一七二、〇〇〇キロ ワ (三年間

令和二年十二月 日午前零時 から令和五年十 月三十日午後十二時まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

山県立美術館

山県岡山市北区天神 町

兀 落札者を決定した日 令和 二年十月十四

の氏 名及び

株式会社ホ

福岡県福岡 市中 央区薬院 兀 五. Μ G薬院 ル

六

六三円 (消 額 75 0 額を含まない。)

七 契約の相手方を決定した手続

八 入札公告日

令和二年八月二十五

裁定手続後に、

公益財団法人岡

寸

用する権利の設定に関し裁定の申請があった。 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 [四九九] 農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号) 第四十一条第一 (岡山県農地中間管理機構) 項の規定により、 から農地を利

令和二年十一月六日

太

地目及び面積

岡山市東区西庄二六三番	所在及び地番
畑	地目
四七八	面積(平方メートル)

の利用の現況

農地の所有者が死亡

申請に係る農地につい の申請者 利用計

から借受希望者に農地を貸し付ける。

希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金

及びその支払の方法

託する。		一日まで	
までに岡山地方法務局に供		和十三年一月三十	日
農地を利用する権利の始期	四、七〇〇円	権利の始期から令	令和三年一月一
補償金の支払の方法	補償金の額 番	存続期間	権利の始期農地を利用する

五. 意見書の提出

申請に係る農地 所有者等は、 知事に意見書を提出することができる。

- 2
- 山県農林水産部農村振興課
- (1) 意見書を提出する者 \bar{O} 名及び住所 (法人にあっては、 その名称及び主たる事
- (5) (4) (3) (2) 意見書を提出する者 有する権利の

務所の所在地並びに代表者の氏名)

- 意見書を提出する者の当該農地の利用の 状況及び利用計画
- 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- 意見の趣旨及びその理由

第十四条第一項の規定により、 〔五〇〇〕 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知が

令和二年十一月六日

岡山県知事

伊 原 木

太

倉敷	測
市	量
	区
	域
作 公 共)	測
量(道	量
	0
路台帳図データ	種
タ	類
三 令 和 三	測
三年三月二十六日まで令和二年九月三十日か	量
十六日まで	期
令和	間

五 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十一月六日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

伊原木

太

赤磐市南方字池田内四七六-一

赤磐市南方六七五ー一許可を受けた者の住所及び氏名

n 奇 泰 推

許可番号

岡山県指令建指第一五一号

[五〇二] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十一月六日

伊 原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井字神明二一九一

岡山市北区津島桑の木町三ー 一A二〇三号室

許可番号

岡山県指令建指第一

◎岡山県公安委員会規則第八号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月六日

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則(平成六年岡山県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

岡山県公安委員

第四号の表灘崎駐在所の項中「片岡一七七の一」を「片岡一七六番地」に改める。

第十二号の表栄町交番の項を削り、同表千鳥町交番の項を次のように改める。

							水島みなと交番
							倉敷市水島福崎町八番二二号
、水島中通二丁目、水島中通三丁目、水島中通四丁目、水島川崎通一丁目の一部「コーリース県落岸道里」では、水島中通二丁目、水島中通三丁目、水島中通三丁目、ス県宮道二丁目、ス県宮道二丁目、ス県宮道二丁目、ス	通二丁目、水鳥毎岸通三丁目、水鳥毎岸通四丁目、水鳥毎岸通丘丁目、水鳥丏通一丁目、水鳥丏通二丁目、水鳥中通一丁 日町、水島北春日町、水島南緑町、水島北緑町、水島東川町、水島南瑞穂町、水島北瑞穂町、水島海岸通一丁目、水島海岸	神町、神田一丁目、神田二丁目、神田三丁目、神田四丁目、水島高砂町、水島青葉町、水島南幸町、水島北幸町、水島南春	西栄町、水島東常盤町、水島西常盤町、水島東千鳥町、水島西千鳥町、水島福崎町、水島南亀島町、水島北亀島町、水島明	丁目、亀島一丁目、亀島二丁目、水島相生町、水島東寿町、水島西寿町、水島東弥生町、水島西弥生町、水島東栄町、水島	四丁目、南畝五丁目、南畝六丁目、南畝七丁目、松江三丁目の一部、松江四丁目の一部、潮通一丁目、潮通二丁目、潮通三	畝六丁目、中畝七丁目、中畝八丁目、中畝九丁目、中畝十丁目、福田町南畝、南畝一丁目、南畝二丁目、南畝三丁目、南畝	倉敷市のうち北畝一丁目、北畝二丁目、北畝三丁目、中畝一丁目、中畝二丁目、中畝三丁目、中畝四丁目、中畝五丁目、中

第十二号の表亀島交番の項を削る。

附則

この規則は、令和二年十一月九日から施行する。ただし、第四号の表の改正規定は、公布の日から施行する。